

京都市告示第 394 号

令和 2 年 3 月 31 日京都市告示第 670 号（公営住宅法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する数値の決定等）の一部を令和 2 年 1 月 1 日から次のように改めます。

令和 2 年 1 月 30 日

京都市長 門川 大作

「

市営住宅の名称	棟 番 号	階 数	浴室	シャワー	給湯器	備 考	数値
八条市営住宅	第 5 棟	2 階以下				昭和 37 年度竣工	0.8378
		2 階以下				昭和 41 年度竣工	0.8407
		3 階以上				昭和 37 年度竣工	0.7878
		3 階以上				昭和 41 年度竣工	0.7907
	第 6 棟及び第 7 棟	2 階以下					0.8407
		3 階以上					0.7907

」

を

「

市営住宅の名称	棟 番 号	階 数	浴室	シャワー	給湯器	備 考	数値
八条市営住宅	第 1 棟						0.9993
	第 5 棟	2 階以下				昭和 37 年度竣工	0.8378
		2 階以下				昭和 41 年度竣工	0.8407
		3 階以上				昭和 37 年度竣工	0.7878
		3 階以上				昭和 41 年度竣工	0.7907
	第 6 棟及び第 7 棟	2 階以下					0.8407
3 階以上						0.7907	

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)